

令和8年4月23日改正 最低制限価格制度の改正について

制度の概要について

①対象となる入札

南那須地区広域行政事務組合が行う下記の入札案件が対象となります。

「競争入札に付する 130 万円以上のすべての建設工事」

「競争入札に付する 130 万円以上の建設工事関連業務委託」

「施設維持管理業務委託」

②最低制限価格の算定方法

5月1日以降に入札の公告または入札の通知をするものから、最低制限価格の算定式を以下の通り改正します。

(1) 建設工事

項目	現行	改正後
直接工事費の額	10分の9.5	10分の <u>9.7</u>
共通仮設費の額	10分の10	10分の <u>9</u>
現場管理費相当額	10分の8	10分の <u>9</u>
一般管理費等の額	10分の3.5	10分の <u>6.8</u>

(2) 建設工事関連業務委託

① 測量業務

改正なし

② 建築関係建設コンサルタント業務

改正なし

③ 土木関係建設コンサルタント業務（積算体系が直接人件費、直接経費、技術経費、諸経費によって構成されるもの）

削除

④ 土木関係建設コンサルタント業務（積算体系が直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等によって構成されるもの）

項目	現行	改正後
直接人件費の額	10分の10	変更なし
直接経費	10分の10	変更なし
その他原価の額	10分の9	変更なし

一般管理費等の額	10分の4.5	10分の <u>5.0</u>
----------	---------	-----------------

⑤ 地質調査業務

改正なし

⑥ 補償コンサルタント業務（積算体系が直接人件費、直接経費、技術経費、諸経費によって構成されるもの）

削除

⑦ 補償コンサルタント業務（積算体系が直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等によって構成されるもの）

項目	現行	改正後
直接人件費の額	10分の10	変更なし
直接経費の額	10分の10	変更なし
その他原価の額	10分の9	変更なし
一般管理費等の額	10分の4.5	10分の <u>5.0</u>

⑧ その他の業務

項目	現行	改正後
直接工事費の額	10分の10	10分の <u>9.7</u>
共通仮設費の額	10分の10	10分の <u>9</u>
現場管理費相当額	10分の8	10分の <u>9</u>
一般管理費等の額	10分の3.5	10分の <u>6.8</u>

⑨ その他の業務（積算体系が建設工事関連業務委託と同じもの）

削除

(3) 施設維持管理関連業務委託

項目	現行	改正後
直接工事費の額	10分の10	10分の <u>9.7</u>
共通仮設費の額	10分の10	10分の <u>9</u>
現場管理費相当額	10分の8	10分の <u>9</u>
一般管理費等の額	10分の3.5	10分の <u>6.8</u>